

国際税務レポート

2021 Autumn



目次

1. 国内税務情報(国際関係)	3
2. 海外税務情報	8

※2021年9月現在の情報を掲載しております。



1. 国際税務情報(国際関係)

1. 国際税務情報(国際関係)

No.	情報発表日	区 分	リソース	項 目	概要・解説	参照URL
1	2021/6	租税条約	財務省HP	租税条約	ジョージアとの新租税条約が発効	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210623Geo.html
2	2021/6	租税条約	財務省HP	租税条約	ウルグアイとの租税条約が発効	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210624Uru.html
3	2021/7	租税条約	財務省HP	租税条約	スイスとの租税条約を改正する議定書が署名	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20210716Swi_j.html
4	2021/8	財務省	財務省HP	税制改正	令和4年度各省庁税制改正要望	https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/index.htm
5	2021/8/19	デジタル課税	経産省HP	デジタル課税	デジタル経済下における国際課税研究会中間報告書	https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/pdf/20210819_2.pdf

1. 国際税務情報(国際関係)

No.	情報発表日	区 分	リソース	項 目	概要・解説	参照URL
6	2021/9	国税不服審判所	国税不服審判所HP	裁決事例	令和3年1月から3月の裁決事例	https://www.kfs.go.jp/service/JP/idx/122.html
7	2021/9/14	経団連	経団連HP	税制改正	令和4年度税制改正に関する提言	https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/077.html
8	2021/10/8	デジタル課税	OECDHP	デジタル課税	デジタル課税(第1の柱・第2の柱)に関する合意内容公表	https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.htm
9	2021/10/8	デジタル課税	財務省HP	デジタル課税	経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する国際合意についての財務大臣談話	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/20211009.html

1. 税務情報

タックスヘイブン税制改正要望(経団連)

「第2の柱」の国際合意を踏まえて、今後国内法制化の議論を行うに際し、諸外国における導入時期や、内外の企業間の公平な競争環境の整備を適切に考慮しつつ、わが国だけがIIRを先行して導入ことは避けるべき。

企業の国際競争力の維持・強化、二重課税の排除の観点も踏まえつつ、IIRの国内法制化を見据え、わが国CFC税制の抜本的な簡素化を早期に行うべきである。その際、以下の3つの視点を踏まえることが重要。

視点1：わが国CFC税制を真に租税回避と言えるものに一層特化すること。

視点2：ポスト・コロナ時代をにらみつつ、企業活動の変化に即して、制度を適応させること。

視点3：事務負担への適切な配慮を行うこと。

タックスヘイブン対策税制が外形基準により合算対象を広めに設計していることから、上記視点1は重要だと考えられる。

1. 税務情報

タックスヘイブン税制改正要望(経団連)

視点1：わが国CFC税制を真に租税回避と言えるものに一層特化すること。

- ✓ 30%基準を廃止し、20%基準に一本化。
- ✓ キャッシュ・ボックスの廃止。
- ✓ キャピタルゲイン特例の所要の見直し。
 - 買収後経営統合(PMI)による株式譲渡益の免除特例の要件緩和(譲渡期間に係る要件について所要の見直し等)
- ✓ 部分合算における受動的所得の範囲の見直し・適正化。
 - 配当等の持株割合要件の判定をグループ全体で行うことを認めるべき。
 - 異常所得から外国子会社清算時の債務免除益を除外すべき。
 - 現地で能動的な事業を行う外国関係会社が事業活動の一環としてデリバティブ取引を行う場合に、当該取引の損益を除外すべき。
 - 部分合算の上限を外国関係会社の所得とすべき。等
- ✓ ペーパーカンパニーの範囲の適正化。
 - 不動産保有に係る一定の外国関係会社について、他の外国関係会社が現地ディベロッパー等の同一国に所在する他の外国法人と共同で管理支配している会社も除外すべき。
 - 清算中の会社は除外すべき。等
- ✓ 外国関係会社が米国所在時の場合の所要の措置。
 - 少なくとも、同国内における連結経営の実態に即して、個社の実体基準・管理支配基準の判定を行うべきであり、米国連結納税グループでの判定を許容すべき。
 - 米国現地の事業展開のための法的要件に従いLLC(Limited Liability Company：有限責任会社)を設立している場合に、ペーパーカンパニーの除外規定を該当させるようにすべき。等
- ✓ 租税負担割合の計算方法に関する所要の見直し。
 - 資本参加免税下で租税負担割合の分母となる所得に対して、非課税株式譲渡益を加算することが求められている一方で、株式譲渡損を減算できない取り扱いであることを見直すべき。等



2. 海外税務情報

2. 海外税務情報

南北アメリカ



アメリカ

米国内国歳入庁、英国との管轄権協定に関する文書を掲載

米国内国歳入庁(IRS)は7月28日、「北米自由貿易協定」(NAFTA)の用語の解釈に関する英国との2001年のDTAに基づく管轄権協定(CAA)の文書をオンラインに掲載した。なお、NAFTAは、2018年11月30日に署名されたUSMCA(米国・メキシコ・カナダ間協定)に置き換えられている。



カナダ

2021年予算措置に係る法令を官報に掲載

8月12日付のカナダ官報において、2021年の予算措置を実施する法律が掲載された。この法律には、以下の措置が含まれる。

1. 2020年および2021年度における自動車業界の雇用者に対するコロナウイルスによる減税措置の提供
2. 特定の従業員に対するストックオプションの控除制限
3. 緊急給付金返済額の控除オプション提供による非居住者である受益者の税務上の取り扱いの明確化
4. カナダ復興雇用プログラムにおける還付可能な税額控除の導入
5. カナダ緊急賃金補助金およびカナダ緊急家賃補助金の適用期間の9月25日までの延長



アルゼンチン

金融収益に係る所得税法の改正

9月23日付のアルゼンチン官報に、金融収益に係る所得税法を改正する一般決議No.5075/2021が掲載され、この決議は同日に発効された。この決議には以下の措置が含まれる。

1. 配当金、有価証券売却益、不動産売却益、不動産権利譲渡益に適用される予定納税制度の廃止
 2. 金融所得への課税のための所得税法改正実施による源泉徴収制度の確立
 3. 金融商品の売却または収入に係る申告のための書式の提供
6. 非居住者のカナダ株式に係る配当源泉税の回避防止
 7. 特定のゼロエミッション車への事業投資に対する資本コスト引当金の100%償却の認容
 8. 特定のフェイスマスクとシールドについてGST/HSTの一時的な免除
 9. 国境を越えたデジタル製品・サービス、物流拠点(フルフィルメント倉庫)を通じて供給される商品、プラットフォームを利用した短期宿泊施設に対するGST/HSTの適用
 10. デジタル通貨についてGST/HST目的の金融商品としての取り扱い
 11. タバコ製品の物品税の税率引上げ
 12. 連邦最低賃金を時給15カナダドル(12米ドル)に設定

2. 海外税務情報

南北アメリカ



ブラジル

ブラジル連邦歳入庁、電子税務帳簿システム更新版の発表

ブラジル連邦歳入庁は9月22日、法人所得税(IRPJ)および法人利益に対する社会負担金(CSLL)の税務情報を報告するための電子税務帳簿システムの更新版(ECFバージョン7.0.14)を発表した。

このアップデートには以下が含まれる。

1. 会計期間中にアカウントプランが変更された場合のデジタルブックキーピング(ECD)データのリカバリーにおけるエラーの修正
2. リカバリーされたECDの検証結果において重複エラーが発生したことによる検証レポートの修正
3. ECFファイルのインポート時、トリビュートフィールドに情報のないM010およびM410レコードを含むファイルインポートの不許可ルールの導入
4. ECFファイルの検証時のプログラムパフォーマンスの改善



メキシコ

タックスインボイスに係る納税者リストの官報への掲載

9月8日付で発行されたメキシコ官報(No.500-05-2021-25837)には、インボイスを裏付ける商品やサービスを提供するための資産、人員、インフラ、物質的能力を持たずにタックスインボイスを発行した法人および個人の納税者がリストアップされた。リストアップされた納税者は、請求書に関連する業務の存在を証明する証拠を提出することにより、15日以内にその指定に対し、異議を申し立てることができることとされている。

2. 海外税務情報

アジア



台湾

台湾財務省 外国税額控除規定について言及

台湾財務省は7月7日、台湾に本社を置く法人の国外所得に対する租税条約に基づく外国税額控除規定について説明した。

これによると、

1. 国外所得に対して、外国に支払った所得税は、その法人の台湾における確定申告において控除の対象となる
2. 納税者が、過払いした外国税を相殺するためには、関連する租税条約に基づいて外国税額控除を申請しなければならない
3. 法人は、租税条約締結国において過払いとなっている税金の還付を請求するために居住証明書を申請することができる
ということが明確にされた。



韓国

スタートアップ企業誘致のため優遇措置を検討

韓国では、スタートアップ企業の世界的な誘致活動の一環として、ベンチャーキャピタルに新たな税制優遇措置を設けようとしている。

この計画では、新興企業のストックオプション制度を「抜本的に」見直し、税負担を軽減することで人材の採用を促進すると、中小企業・新興企業省が木曜日に発表した。この計画は、韓国を「世界4大ベンチャー大国のひとつ」にすることを目的としているという。この計画では、ストックオプションの行使にかかる税金の3,000万ウォンから5,000万ウォンまで免除される。

政府は、市場価格を下回る価格で発行されたストック・オプションに対する特別課税や、ベンチャー・ファンドの運営・管理費に対する付加価値税の免除を求めている。

また、ベンチャーファンド設立の最低要件を20億ウォンから10億ウォンに緩和したいとしている。



香港

適格合併と特定資産の譲渡に関する法律の改正

6月11日の官報で、適格合併と特定資産の譲渡に関する法令の改正を実施し、Ordinance No. 18 of 2021が発行された。この法令には以下の措置が含まれる。

1. 合併法人に対する暫定的な法人税に関する法令の創設
2. 合併法人に納税義務の遵守を要求
3. 租税条約に基づく外国税額控除に関する法令の改正
4. コンプライアンス違反に対する罰則の法令
5. 特定資産の譲渡に関する法令の創設
6. 合併のための裁判手続省略の強化

2. 海外税務情報

アジア



フィリピン

デジタル課税法案を上院へ
フィリピンの下院は、すべてのデジタル取引に12%の付加価値税を課す法案を承認した、と発表しました。この法案によると、FacebookやNetflix、Amazonなどのデジタルサービス事業者は、自社のプラットフォーム上での取引に対して付加価値税を徴収し、送金することが義務付けられます。この法案は承認を得るため上院に送付される。



インドネシア

コロナウイルス感染拡大防止活動
インドネシア税務当局は9月15日、公式の覚書No.ND-183/PJ/PJ.03/2021を発行し、雇用者が提供するコロナウイルス感染拡大防止の活動に対する税額控除について言及している。コロナウイルスの防止活動は以下のとおり。

1. 従業員に対して行われるコロナウイルス検出検査
2. 従業員に提供されるマスク、手指消毒剤、殺菌剤、健康補助食品など
3. 従業員に対するワクチン接種



シンガポール

企業合併に係る課税関係
シンガポール内国歳入庁は8月2日、事前裁定要約(Advance Ruling Summary)第9/2021号を発行し、企業合併に係る課税関係を明確化した。この事案では、同一業種のシンガポール企業2社による会社合併について、課税関係の事前照会が行われた事例である。税務当局は両社の課税関係について、以下の見解を示している。

1. 被合併法人の所得は、合併直前の合併法人と同一の事業から生じた所得とみなされる。
2. 所得税法の特定の条件が満たされている場合、合併前の合併法人の損失は、被合併法人の所得から控除することができる。

詳細は、IRASのウェブサイト
([advance-ruling-summary-no.9_21.pdf](https://www.iras.gov.sg/advance-ruling-summary-no.9_21.pdf) ([iras.gov.sg](https://www.iras.gov.sg))) 参照。

2. 海外税務情報

アジア



タイ

電子サービス税に関するガイドラインの公表

7月7日、タイ歳入局は9月1日より開始する電子サービス税について、歳入法改正法(第53号)に対応するための外国事業者向けガイドラインをWebサイトで公開した。

タイ国内で提供する電子サービスを利用する顧客(タイのVAT登録者を除く)より年間180万バーツ超の収入を得る電子サービス事業者や電子プラットフォームは、2021年9月1日以降、タイのVATコンプライアンスとして以下の対応をする必要がある。

- VAT登録：8月3日以前に年間180万バーツ超の収入がある場合は9月1日までに登録が必要(8月4日以降にその収入が同額を超過する場合はその超えた日から30日以内)

- VATの申告納税：税額はパーツ換算のサービス料に7%を乗じて計算。納税手続きは「簡易型VATシステム(SVE)」により送金又はクレジットカードなどにより支払いを行う。
- Output VATレポート
VAT登録事業者がサービス料を受け取る場合にはOutput VATレポートの作成義務がある。また報告書の作成日から5年間、報告書を保管しなければならない。

詳細はタイ歳入局のウェブサイト([eService.pdf \(rd.go.th\)](https://eService.pdf(rd.go.th)))を参照。



インド

電子申告期限の延長

インドの直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes)は、9月9日、Circular No.17をオンラインで公開し、納税者が所得税申告書を作成・提出する時間を確保するために、所得税申告書と各種監査報告書の電子申告期限を再延長した。

期限は次のように延長される。

1. AY(Assessment Year)
2021-22年度の所得税の確定申告については、2021年9月30日から2021年12月31日、2021年11月30日から2022年2月15日、2021年12月31日から2022年2月28日
2. AY2021-22年度の遅延申告または修正申告については、2022年1月31日から2022年3月31日

3. 2020-21年の税務監査報告書については、2021年10月31日から2022年1月15日
4. 会計士が発行する国際取引または国内取引に関する税務報告書については、2021年11月30日から2022年1月31日

2. 海外税務情報

オセアニア



オーストラリア

オーストラリア税務当局 仮想通貨の
キャピタル課税について言及

オーストラリア税務当局は9月29日に、
仮想通貨のキャピタルゲイン課税につ
いて次のとおり言及した。

1. 仮想通貨は、株式投資と同様に扱われ、一般的にキャピタルゲイン税(CGT)の資産とみなされる。
2. 仮想通貨を法定通貨と交換、売却、贈与または商品やサービスの支払いに使用すると、CGTが発生する。
3. 各仮想通貨は、CGTの課税上は独立した資産である。
4. 12か月以上保有している仮想通貨は、売却時利益を減少させることで50%のCGT割引が適用される場合がある。

5. 仮想通貨を主に投資、営利目的、または事業を行うために保有または使用している場合は、個人資産に該当しない。
6. 10,000AUD(7,241USD)未満で取得した資産の個人使用による利益は、CGTの課税対象とならない。
7. ウォレット間での仮想通貨の移動は、コインの所有権が維持されている場合、仮想通貨の処分とみなされないためCGTの課税対象とならない。



ニュージーランド

オムニバス形式の法案について審議

ニュージーランド議会は9月8日、オムニバス形式の税制法案である法案No.65-1について審議した。この法案には以下の内容が含まれる。

1. 2021-22年の課税年度において、18万NZD(127,808USD)を超える年間所得に対して39%の個人所得税を設定
2. デジタル資産をGSTおよび金融整理のルールから除外
3. 国際商品輸送に使用される国内輸送サービスに0レートを設定
4. 事業用と個人用の両方の目的で使用される資産に対するGST配分ルールの改善
5. 関連者から取得した中古品に対する仕入税額控除を容認
6. GST請求書発行ルールと記帳要件の近代化
7. 関連会社に対するGSTルールの明確化

8. 特定の主たる住居の建設を明文規定から除外
9. ハイブリッド・ミスマッチ・ルール、非居住用建物の減価償却、及び関連者による分類不能な給付に対する付加給付税の明確化
10. 制限付移転価格調整のもとで否認されるみなし配当と利息の調整
11. 株式交換後のキャピタルゲインの課税対象となる分配金への転換の防止
12. 過去の従業員に対する雇用者年金拠出金の税率を39%から33%に引き下げ
13. コロナウイルス感染拡大の影響を受けた納税者に対する資金使途利子の減免措置を延長
14. 研究開発優遇税制の対象となる活動を規定

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



イタリア

移転価格調整規定を明らした通達に関する協議会の開始

イタリア歳入庁は、移転価格調整規定を明確にしたCircular No.XX/Eに関する協議会を開始した。

対象となるトピックは以下のとおりだ。

1. 多国籍企業における移転価格設定機能の管理
2. 独立企業間価格の適用
3. 利益分割法と比較可能性分析の適用
4. 移転価格設定方法と文書化
5. 独立企業間価格の計算方法と報告義務を含む移転価格規則
6. 特定のグループの内部取引に関する情報
7. OECD移転価格ガイドラインおよびOECDモデル租税条約第9条に沿った移転価格調整規定



ドイツ

VATの仕入税額控除を受けるための請求書要件

ドイツ財務省は、納税者が仕入税額控除を受けるために満たすべき請求書の要件を説明したオンラインレターNo.2021/0963109を公開した。納税者が仕入税額控除を受けるための請求書には、以下の点が含まれていなければならない。

1. サービス提供事業者の氏名
2. サービスの範囲と種類
3. サービス提供等の時間が確定しており、請求書の発行日と同一でない場合は、納品またはその他のサービス提供の時間



フランス

パンデミック回復策を含む2022年度のフランス予算案

エマニュエル・マクロン大統領の1期目最後の年となる2022年度のフランス政府の予算案には、投資家による企業買収により事業の存続を促すことを目的としたパンデミック回復策が含まれている。

この法案は、フランス企業の買収者が特定の事業用資産について会計上の控除を利用して税額を減らすことを一時的に認めるものである。会社や株式を売却する際のコスト削減の措置も含まれている。具体的には、2022、2023年度に、買収企業が会計上の償却を使用して、のれんなどの事業用資産の費用を控除できるようにするもので、企業買収のコストを削減し、企業を存続させることを目的としている。

また、企業の売却や役員による株式の売却を容易にするため、法案第5条では、キャピタルゲイン免除など、特定の税額控除の基準額を拡大することとなっている。

マクロン政権は、パンデミックにもかかわらず減税によって経済と雇用を促進するという公約を守り、5年間の任期が終了する2022年5月には、約500億ユーロの減税が行われ、企業と家計の間で均等に分配される見通しである。個人所得税は50億ユーロ減税し、法人税は、5年の任期の初めに約束したとおり、2022年には例外なくすべての企業で25%まで減税するという軌道を維持している。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



イギリス

英国税務庁、大企業の不確実な税務処理に関する法案を説明

英国の国税庁は、大企業の納税者に対する不確実な税務処理に関する法案を説明した。この説明には、以下のような対策案が含まれている。

1. 大企業とは、年間収益が2億ポンド(US\$274 million)以上または貸借対照表の合計が20億ポンド(US\$27 billion)以上の企業と定義する。
2. 500 万ポンド(US\$6.9 百万)以上の不確実な税務処理を行う大企業に通知を義務付ける。
3. タックス・ポジションが不確実であるかどうかを判断する基準と期限を規定する。
4. 他の法律規定で既に要求されている情報開示を通知義務の対象外とする。

5. 通知義務を法人税、付加価値税、パートナーシップの所得税、PAYE(Pay-as-you-earn)の支払いに適用する。
6. 非遵守に対して 5,000ポンド(US\$6,856)のペナルティを課す。



オランダ

コロナウイルス対策のための税制措置を更新する法令を公布

9月29日付のオランダ官報には、コロナウイルスのパンデミックに伴う税制上の救済措置を更新する法令

No.121258および121257が掲載された。この政令には以下の措置が含まれる。

1. 2021年10月1日から2022年1月31日までに納付する適格税について、納税猶予制度を2027年10月1日まで延長する。
2. 2021年10月1日から2022年1月31日までに納付する税について、2022年1月31日まで追加の税額控除を行う。
3. 非課税旅行手当を2022年1月1日まで延長する。
4. ドイツとのDTAに基づく特典の適用を12月31日まで延長する。

これらの政令は2021年10月1日から施行される。



スペイン

デジタル課税について

スペイン財務省は6月10日、オンラインプラットフォームおよび広告代理店にデジタルサービス税を導入するため、決議草案を公表した。内容は以下の通りである。

1. オンライン広告に対する課税
 2. オンライン取引に対する課税基礎の構築
 3. 非課税取引の設定
 4. 計算方法と支払方法の設定
- 最終版は6月25日に発表され、6月29日に公布された。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



ポーランド

海運と鉱業を最低税率の対象外に
ポーランド政府は、国際的な海運会社や鉱業会社、価格規制のある商品の取引業者を、大企業に対する最低課税案の対象外としたいとしている。この改正案は、パンデミック後のポーランド経済の活性化を目的とした数十億ドル規模の景気刺激策の一部である。政府は、この新しい課税が、ポーランドの税金の支払いを避けてきた利益率の低い企業をターゲットにすることを期待している。
議員は、赤字企業や収入が1%未満の企業の収入に対して0.4%の税金を課すことを検討している。また、これらの企業は、「過剰」な経費に対して10%の税金を支払うことになる。課税額は、ポーランドですでに支払われている法人所得税によって引き下げられる。



ベルギー

COVID-19による各種税制支援措置の延長に関する法律を公布

ベルギー官報7月29日付で、コロナウイルスのパンデミックによる各種税制支援措置を延長する法律が発行された。この法律には以下の措置が含まれる。

1. マスクとハイドロアルコールジェルに対する6%の軽減税率を6月30日から9月30日まで延長
2. 特定の従業員の残業収入に対する所得税を2021年第3四半期まで免除
3. 家主の未回収家賃に対する30%の軽減税率を6月、7月、8月、9月まで延長
4. オーディオビジュアルとパフォーマンスアートのプロダクションに対するタックスシェルターを6月30日から9月30日まで延長

5. 一時的失業制度における15%の源泉徴収税の軽減措置を6月30日から9月30日への延長
6. 社会保険料の繰延べと各種返済プランの適用を6月30日から9月30日への延長など

これらの措置は、原則として7月1日から施行されている。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



ルーマニア

税法改正条例の公布

ルーマニア官報8月31日付で、税法を改正する条例No.8が発行された。この条例には以下の措置が含まれている。

1. 2022年1月1日より、不良債権の控除限度額を30%から50%に引き上げる
2. EUの租税回避防止指令(ATAD)に準拠した出国税規定の改正
3. 欧州経済地域(EEA)の事業体に支払われる配当金の非課税規定の制定
4. ルーマニアの居住者である雇用主に対し、現金で給料を得ている非居住者の社会保険料の計算、源泉徴収、支払いを行うオプションを提供
5. レンタルサービスを提供する納税者に対し、リアルシステムで年間純利益を決定し、次の会計年度の納税記録簿を作成することを

義務付ける

6. コロナウイルスの流行による商品・サービスの輸入・供給に対する一時的なVAT免除を提供する
7. 電子商取引に関するEUのVAT規則を移入する



カザフスタン

カザフスタン、コロナウイルスによる税法の改正法を公布

6月24日付のカザフ官報に、コロナウイルスの流行に伴う税法の追加改正に関する法律No.53-VII 3PKが掲載された。この法律には以下の措置が含まれている。

1. 従業員のパンデミック関連の医療費を雇用主が負担する場合、非課税とする。
2. 2022年1月1日より、消費電力1キロワット時あたり1カザフ・テンゲ(0.0023米ドル)の割合で課税される新しい特別税制とデジタル・マイニング料金を導入する。
3. 2019年と2020年の非居住者の税務上の居住資格を確認する書類の提出期限を2021年12月31日まで延長する。
4. 個人所得税の源泉徴収と社会税の支払いを4月1日から7月1日に延期する。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



リトアニア

COVID-19による従業員への食費、交通費、作業用具の控除を発表
リトアニア国家税務局は、雇用者が提供するコロナウイルスのパンデミック関連費用について、食費、交通費、作業用具の控除が認められると発表した。



ルクセンブルク

VAT庁、住宅用不動産取得時の税額控除について説明

ルクセンブルクの土地登記・不動産局は10月5日、住宅用不動産取得時の税額控除について次の要件について説明した。

1. 納税者が居住用不動産を取得した場合、記録・転写費用に対して最大20,000ユーロ(23,093米ドル)の税額控除が可能であること
2. 納税者が当該不動産を個人の居住目的で最低2年間使用することが条件であること
3. 2年間の条件を満たさない納税者は、控除された金額に利息を付けて返済しなければならないこと
4. 納税者が不動産の使用目的を変更した場合、3か月以内に申告することが条件であること

2. 海外税務情報

中東アフリカ



南アフリカ共和国

キャピタルゲイン課税

南アフリカ共和国歳入庁は、特定の株式売却に係るキャピタルゲイン課税を明確にするため、8月12日に法律の解釈と適用に関するガイドライン43番を発行した。内容は次の通りである。

1. 法令の定義
2. キャピタルゲイン課税の対象となる金額
3. ベンチャーキャピタル会社の株式
4. 不動産に適用される回避防止策
5. 証券の賃借・担保の手配
6. 支出や損失の再補填
7. 株式の資産化取引およびアンバンドリング取引
8. 従業員株式報奨制度に基づいて取得した株式の除外
9. 南アフリカ国外の取引所における上場



© 2021 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

"Grant Thornton" refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton Taiyo Tax Corporation is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.